

令和7年度 就学援助費給付申請書 (兼 世帯票 兼 代理人選任届)

倉敷市教育委員会・学校長 あて

就学援助費の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請にあたっては、倉敷市教育委員会が、就学援助費給付申請の認定審査に必要とする場合の、住民登録上の世帯及びこの申請書世帯欄に記載した全員の ①住民基本台帳の閲覧、②市民税課税状況の照会、③申請者の児童扶養手当受給状況の照会 ④教育扶助受給状況の照会 について、その全員の同意を得ており、このことについて倉敷市に一切迷惑をかけません。申請後、記載内容に変更がある場合は学校へ連絡し、手続きが必要な場合はすみやかに行います。

また、認定を受けた場合、学校長を私の代理人として援助費の請求・受領に関するすべての権限を委任した上、援助が現物支給となる場合があることを了解します。なお、私あての援助費の支給に際しては、指定の口座に振込んでください。

学校受付欄(特記事項は紙面下部の記入欄◎へ)

倉敷市教育委員会 様

次の者について、就学援助を必要とする児童・生徒として報告します。

倉敷市立

味野中

学校長

(受付日付印を押印)

保護者欄(住所～援助を受けたい理由までをすべて記入すること。)

提出日

令和 年 月 日

保 護 者 欄 (同 じ 学 校 に 通 う)	住 所		倉敷市				住 居 状 況 (該当に○を)	1. 持 家 (家族の家を含む)	
	氏 名		連 絡 先 (自宅)		日中の連絡先(携帯電話等)			2. 賃貸住宅 (家賃月額 円)	
	(自署)		() -		() -		3. 公営住宅 (家賃月額 円)		
	児童・生徒との続柄		生年月日		職 業		援助を受けたい理由		1・2・3・4・5・6・7・8・ 9 (理由)
T. S. H 年 月 日		(勤務先)		※裏面を参照し該当番号に○を(複数回答可)					

世帯欄1 (援助を希望する児童・生徒について記入すること。他校へ通う児童・生徒は世帯欄2に記入する。)

振込指定口座(※学校が指定する金融機関であること)

児 童 ・ 生 徒 欄 (同 じ 学 校 に 通 う)	学校名		倉敷市立 味野 小・中 学校					
	学年	組	氏 名	生 年 月 日	学年	組	氏 名	生 年 月 日
	年	組	H 年 月 日	年 組	H 年 月 日			
	年	組	H 年 月 日	年 組	H 年 月 日			

金融機関名		銀行・農協・信用金庫					
支 店 名		支店・支所					
預金種目	普通	口座番号					
口座名義	※申請者本人の個人名義						

世帯欄2 (世帯欄1以外で、同居または同居所の祖父母及び家族・単身赴任の配偶者・その他生計をともにする全ての家族を記入)

◎教育委員会・学校記入欄(異動状況・特別な事情等)

☐ にチェックを▶ ☐ 同居または同居所の祖父母等や、世帯欄1以外の家族がいる→下欄へ記入を↓ ☐ 申請者と世帯欄1の児童生徒のみ				
そ の 他 の 家 族 欄 (他 校 へ 通 う 児 童 ・ 生 徒 は こ ち ら)	児童・生徒との続柄	氏 名	生 年 月 日	職業(勤務先、無職等)または学校名・学年及び特別な事情や、別居の場合の住所等
			T. S. H. R. 年 月 日	
			T. S. H. R. 年 月 日	
			T. S. H. R. 年 月 日	
			T. S. H. R. 年 月 日	

認否結果		認否決定理由	
1 認定	【 月】 ()・基準額		
2 不認定	()		
その他			
本人確認	☐ 免 ☐ マ ☐ 在 ☐ 他 ()		

※裏面をよく読み、太線の枠内に記入し、お子さまの通学(通学予定)している学校へ提出を。ご兄弟姉妹が別々の学校へ通う場合、それぞれの学校へ提出必要。

1 申請書の書き方

- (1) この申請書は、就学援助の支給を受けるために必要なものですから、正確にありのままを記入してください。
- (2) 保護者(申請者)自身がペンまたはボールペンで太線の枠内をすべて記入してください。
- (3) 児童・生徒の学年及び組は、令和7年4月現在のものを記入してください。(組が決定していない場合は空欄で構いません。)
- (4) 世帯欄 1・2 には、同居または同住所の祖父母及び他の家族・単身赴任の配偶者・その他生計をともにするすべての家族を記入してください。(同居の家族は原則として生計をともにしていることになります。ただし、別棟で生活し公共料金を別契約にするなど、生計が別であることを明らかに証明できる場合を除きます。その場合は、それぞれの家の公共料金の契約者名が確認できる書類の写しを提出してください。)

2 申請のために必要な書類・手続き

- (1) 令和7年1月2日以降に倉敷市に転入された方は、令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村の発行する令和7年度(令和6年中所得分)所得・課税証明書を世帯全員分添付してください。(おおむね5月下旬以降に発行されますが、市区町村により発行開始時期が異なります。発行開始前は、就学援助費給付申請書を先に学校に提出し、発行開始後すみやかに所得・課税証明書を提出してください。)
- (2) 遺族年金や障害年金を受給している方は、証書の写しを添付してください。(証書の再発行等の問合せは、倉敷東年金事務所・お客様相談室Tel423-6150 にお願ひします。)
- (3) 令和6年分の所得申告をされていない方は、認定できない場合があります。必ず税務署または令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村の住民税担当課で申告をお願いします。ただし、給与所得のみの方で、勤務先の会社から市区町村に給与支払報告書が提出されている場合には、申告の必要はありません。

3 援助を受けたい理由の記入について

下の一覧表から、世帯が該当している番号に○をつけてください。(複数回答可)

なお、理由によっては書類の添付が必要です。必ず申請書と一緒に提出してください。状況によっては、教育委員会から他の書類等をお願いする場合があります。

番号	申 請 理 由	添付が必要な書類
1	生活保護法に規定する要保護者であり、教育扶助以外の修学旅行費等の援助を受けたい。	
2	生活保護が廃止または停止になったが、なお生活が苦しく学用品費等の支払いに困っている。	
3	市民税の所得割が非課税、または減免されている。	
4	個人事業税の減免を受けている。	
5	国民年金保険料の免除を受けている。(ただし、2分の1免除以上が対象。4分の1免除は対象外です。国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除は対象です。) 注：通知書の再発行等の問合せは、倉敷東年金事務所・国民年金課 Tel423-6150 にお願ひします。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書(写し) 国民年金保険料産前産後免除該当通知書(写し) 注：ハガキ外側の宛名部分も添付してください。
6	国民健康保険料の減免を受けている。(特別な事情により生活困窮している場合に限る。軽減ではありません。)	国民健康保険料減免決定通知書(写し)
7	児童扶養手当の支給を受けている。(ひとり親家庭等に支給される手当のことで、児童手当ではありません。)	
8	今年度又は前年度に生活福祉資金の貸付を受けている。	生活福祉資金貸付決定通知書(写し)
9	1～8には該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難である。(教育委員会から、学校長ならびに民生委員に意見を求めることがあります。)	※注1 下記参照

※注1 認定に当たり特に考慮が必要と思われるような特別な事情(保護者死亡や離婚、失業などによる生計急変等)がある場合は、その内容を説明する申立書及び内容を証明する書類を添付してください。

